

青森県報

号外第三十七号

令和四年
四月一日
(金曜日)

目次

○青森県環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則… (環境保全課) … 一

告 示

○青森空港駐車場に係る使用料の徴収事務の委託… (港湾空港課) … 二

○証紙売りさばき人の売りさばき場所の変更… (会計管理課) … 二

雑 報

○令和四年度調理師試験の実施について… (保健衛生課) … 二

規 則

青森県環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年四月一日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第三十八号

青森県環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則

青森県環境影響評価条例施行規則(平成十二年六月青森県規則第百六十三号)の一

部を次のように改正する。

別表第一の五の項に次のように加える。

ト 出力が一万キロワット以上である風力発電所の設置の工事の事業	出力が七千五百キロワット以上一万キロワット未満である風力発電所の設置の工事の事業
チ 出力が一万キロワット以上である発電設備の新設を伴う風力発電所の変更の工事の事業	出力が七千五百キロワット以上一万キロワット未満である発電設備の新設を伴う風力発電所の変更の工事の事業

別表第二中二十三の項を二十四の項とし、十五の項から二十一の項までを一項ずつ繰り下げ、十四の項の次に次の一項を加える。

十五 別表第一の五の項のト又はチに該当する対象事業	発電所の出力	発電所の出力が十パーセント以上増加しないこと。
位置	対象事業実施区域の位置	修正前の対象事業実施区域から三百メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。

別表第三中二十四の項を二十五の項とし、十五の項から二十三の項までを一項ずつ繰り下げ、十四の項の次に次の一項を加える。

十五 別表第一の五の項のト又はチに該当する対象事業	発電所の出力	発電所の出力が十パーセント以上増加しないこと。
位置	対象事業実施区域の位置	変更前の対象事業実施区域から三百メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。
発電設備の位置	発電設備の位置	発電設備が百メートル以上移動しないこと。

附 則

1 この規則は、令和四年十月一日から施行する。

2 この規則の施行により新たに青森県環境影響評価条例（平成十一年十二月青森県条例第五十六号）第二条第二項に規定する第一種事業又は同条第三項に規定する第二種事業となる事業であつて、次に掲げるものについては、同条例第二章から第八章までの規定は、適用しない。

一 環境影響評価法施行令の一部を改正する政令（令和三年政令第二百八十三号。以下「改正政令」という。）附則第二条に規定する事業

二 改正政令附則第三条第一項若しくは第四条第一項の規定による届出又は改正政令附則第三条第五項若しくは第四条第二項の規定による通知に係る改正政令附則

第三条第一項に規定する手続未着手事業

第三条第一項に規定する手続未着手事業

告 示

青森県告示第二百十号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第五百八十八条第一項の規定により、次に掲げる者に対し、令和四年四月一日から令和五年三月三十一日までの間における青森空港駐車場に係る使用料の徴収の事務を委託したので、同条第二項の規定により告示する。

令和四年四月一日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	株式会社サン・コーポレーション
住 所	五所川原市大字金山字亀ヶ岡四六の一八

青森県告示第二百十一号

次の青森県収入証紙の売りさばき人の売りさばき場所について次のとおり変更があつたので、青森県証紙条例（昭和三十九年四月青森県条例第十号）第六条第五項において準用する同条第二項の規定により告示する。

令和四年四月一日

青森県知事 三 村 申 吾

区分	住 所	名 称	売りさばき場所	変更年月日
変更前	青森市大字三内字丸山一九八の四	一般財団法人青森県交通安全協会	三戸郡三戸町大字同心町字金堀五九の二	令和四・三・三
変更後			三戸郡三戸町大字川守田関根四の三	

雑 報

令和4年度調理師試験の実施について

調理師法（昭和33年法律第147号）第3条の2第2項の規定により青森県知事から委任された調理師試験について、次のとおり実施する。

令和4年4月1日

公益社団法人調理技術技能センター
理事長 宇都宮 久俊

1 試験の日時及び場所

(1) 日時

令和4年10月29日（土曜日）午後1時30分から午後3時30分まで

(2) 再試験日時

令和4年12月10日（土曜日）午後1時30分から午後3時30分まで（災害等により(1)の日程で試験が実施できなかった場合に(2)の日程で再試験を実施）

(3) 試験会場

青森県観光物産館アスパム（青森市安方一丁目1番40号）

2 受験申請書の配布期間及び配布場所

(1) 配布期間

令和4年5月9日(月曜日)から6月3日(金曜日)まで

(2) 配布場所

青森県健康福祉部保健衛生課
県内各地域民局地域健康福祉部保健総室(県内各保健所。ただし、青森市保健所及び八戸市保健所は含みません。)

公益社団法人調理技術技能センター

3 受験申請書の受付日時及び場所

(1) 一般郵送受付

令和4年5月9日(月曜日)から6月3日(金曜日)まで(同日消印有効)

東京都中央区日本橋蛸留町2丁目8番5号 JACCビル5階

公益社団法人調理技術技能センター 調理師試験担当あて

(2) 団体窓口受付(5名以上で、電話連絡が必要)

令和4年5月9日(月曜日)から6月3日(金曜日)までの平日の午前9時から午後5時まで

公益社団法人調理技術技能センター 調理師試験担当

(3) 受験申請書類の郵送対応(青森県外などの遠隔地にお住まいの方)

令和4年5月9日(月曜日)から5月27日(金曜日)到着分まで

請求先は一般郵送受付と同じ住所

4 受験資格

(1) 学歴

ア 学校教育法(昭和22年法律第26号)第57条の規定に基づき、高等学校の入学資格を有する者(中学校卒業以上の者)

イ 旧制国民学校高等科を修了した者及び旧制中学校2年の課程を終わった者又は厚生労働大臣が同等と認める者

(2) 職歴

調理師法施行規則第4条に定める施設で、2年以上調理業務(原則週4日以上かつ1日6時間以上)に従事した者

5 受験手数料

6,100円

6 合格発表の日時等

(1) 日時

令和4年12月16日(金曜日)

(2) 掲示場所

公益社団法人調理技術技能センター掲示板

青森県庁東側掲示板及び県内各地域民局地域健康福祉部保健総室掲示板(県内各保健所。ただし、青森市保健所及び八戸市保健所は含みません。)

(3) ホームページ

公益社団法人調理技術技能センターホームページアドレス

<http://www.chouri-ggc.or.jp/>

7 問い合わせ先

(1) 公益社団法人調理技術技能センター 調理師試験担当

電話 03(3667)1815

(2) 青森県健康福祉部保健衛生課

電話 017(734)9213

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第二間屋町三丁目一番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価 小口一枚二付十五円